

第2期九都県市花粉発生源対策10か年計画

九都県市では、スギ花粉症の症状の緩和や患者の増加を抑えるため、平成20年に「九都県市¹花粉発生源対策10か年計画」を定め、広範囲に飛散する花粉を発生させるスギ林を減少させるなどの取組を共同で進めてきましたが、依然として域内の多くの住民がスギ花粉症による健康被害を訴えています。

そこで、「第2期九都県市花粉発生源対策10か年計画」を定め、引き続き広域的な枠組みのもと、花粉発生源対策に取り組むとともに、スギと同様に花粉症の原因となっているヒノキについても計画的に対策を進めていきます。

目 標

九都県市に飛散する花粉の発生源となっているスギ及びヒノキ林について、今後10年間で、23,700haを、針葉樹と広葉樹が混じる混交林化、花粉症対策苗木²や広葉樹などへの植え替えを進めます。

混交林化する面積 21,400ha

植え替えする面積 2,300ha

取組内容

1 発生源対策

(1) 対策地域

対策地域は、スギ及びヒノキが多く分布している山間部や都市近郊の森林など、花粉発生源として域内の住民への影響が大きいと推定されるスギ及びヒノキ林とします。

(2) 主な対策

ア スギ及びヒノキ林の混交林化

スギ及びヒノキ林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じる混交林化を進めます。

イ 花粉症対策苗木や広葉樹などへの植え替え

スギ及びヒノキ林を伐採し、その跡地に花粉症対策苗木や広葉樹などを植栽します。

ウ 花粉症対策苗木の生産供給体制の強化及び広域的な需給調整の実施

植え替えに必要な花粉症対策苗木を確保するため、生産供給体制の強化を図ります。

あわせて、各都県の苗木供給量に過不足が生じないように、広域的な需給調整を進めます。

2 発生材利用対策

(1) 発生する木材の有効活用

発生源対策により伐採した木材は、公共施設の木造化や内装の木質化に積極的に活用するほか、民間住宅等への利用促進などを図り、地域材として有効活用していきます。

(2) 域内の木材需給情報の共有化

発生源対策により伐採した木材を有効活用するため、各都県の木材需給情報を共有化し、域内の相互活用を図る一助とします。

3 モニタリング

花粉飛散量の測定や環境省が行っている花粉観測データなどを参照し、飛散量の変化の傾向をとらえるとともに、発生源対策の効果を検証するための手法について検討します。

花粉発生源対策推進連絡会の設置

「第2期九都県市花粉発生源対策10か年計画」を推進していくための連絡調整や年度ごとの実績把握などを行うため、花粉発生源対策推進連絡会を継続することとし、事務局は、引き続き神奈川県環境農政局緑政部森林再生課に置きます。

計画期間

計画期間は、平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間とします。

- 1 平成22年の相模原市の加入により、計画の名称を「八都県市」から「九都県市」に変更しました。
- 2 花粉症対策苗木とは、一般的なスギやヒノキの品種と比べて花粉の生産量が少ない、あるいは全く生産しない品種の苗木の総称です。